

鳥取縣公報

昭和十八年九月三日
第千四百六十五號

金曜日

目次

○告示	
●馬匹畜産組合設立認可	一頁
●假設建築物建築許可	一頁
●青年學校設置開校認可	二頁
●同 廢止認可	三頁
●生計費指數資料調査員任免	四頁
●鮮魚介類販賣價格指定中改正	四頁
○彙報	
●九月の大詔奉戴日實施方策	五頁
●九月の常會徹底事項	五頁
●本縣の甘藍生産目標	六頁
●腺病質の子供に就て	八頁
●第二回乳幼児体力検査	一〇頁

告示

◇鳥取縣告示第四百七十七號

鳥取縣馬匹畜産組合設立ノ件昭和十八年八月三十日付ヲ以テ認可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第四百七十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市祇園町二ノ二〇二番地 株式會社米子造船所 取締役社長 坂口平兵衛
- 一 建築物ノ所在地 米子市祇園町二丁目
- 一 建築物ノ用途 造船工場附屬倉庫及木材加工場
- 一 構造種別及棟數 木造屋根スレート葺平家建及同二階建二棟
- 一 建築物ノ面積 建築面積 六八、〇〇平方メートル 突出セル部分 二八、〇〇〇同
- 一 命令事項
 - 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
 - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
 - 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
 - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第四百七十九號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣東伯郡赤碕町外五ヶ村學校組合立	東伯郡安田村大字筥津三二一番地	東伯郡赤碕町外五ヶ村學校組合
鳥取縣高郡青谷町外四ヶ村學校組合立	氣高郡青谷町大字青谷三二七〇番地	氣高郡青谷町外四ヶ村學校組合
鳥取縣西伯郡大幡村外五ヶ村學校組合立	西伯郡春日村大字上新印二二三九番地	西伯郡大幡村外五ヶ村學校組合
鳥取縣美郡本庄村外八ヶ町村學校組合立	岩美郡本庄村大字新井五二〇番地	岩美郡本庄村外八ヶ町村學校組合
鳥取縣氣高郡寶木村外三ヶ村學校組合立	氣高郡寶木村大字寶木九八九番地	氣高郡寶木村外三ヶ村學校組合
鳥取縣美郡大茅村成器村學校組合立	岩美郡成器村大字殿字辰ヶ鼻	岩美郡成器村學校組合

鳥取縣告示第四百八十號

青年學校令ニ依リ左記私立青年學校ヲ設置シ昭和十八年八月ヨリ開校ノ件昭和十八年七月三十一日認可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

名 稱	位 置	設 置 者
私立福田青年學校	鳥取縣氣高郡湖山村一二五八番地	福田輕飛行機株式會社鳥取工場

鳥取縣告示第四百八十一號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣岩美郡大茅村青年學校	鳥取縣岩美郡大茅國民學校ニ併設	岩美郡大茅村
鳥取縣八頭郡八上村青年學校	鳥取縣八頭郡八上國民學校ニ併設	八頭郡八上村
鳥取縣八頭郡河原町青年學校	鳥取縣八頭郡河原國民學校ニ併設	八頭郡河原町
鳥取縣八頭郡散岐村青年學校	鳥取縣八頭郡散岐國民學校ニ併設	八頭郡散岐村
鳥取縣八頭郡西郷村青年學校	鳥取縣八頭郡西郷國民學校ニ併設	八頭郡西郷村
鳥取縣西伯郡巖村青年學校	鳥取縣西伯郡巖國民學校ニ併設	西伯郡巖村
鳥取縣西伯郡縣村青年學校	鳥取縣西伯郡縣國民學校ニ併設	西伯郡縣村
鳥取縣西伯郡日吉津村青年學校	鳥取縣西伯郡日吉津國民學校ニ併設	西伯郡日吉津村
鳥取縣西伯郡大高村青年學校	鳥取縣西伯郡大高國民學校ニ併設	西伯郡大高村
鳥取縣西伯郡彦名村青年學校	鳥取縣西伯郡彦名國民學校ニ併設	西伯郡彦名村

00357

鳥取縣告示第四百八十二號

生計費指數資料實地調査令第九條ノ規定ニ依ル生計費指數資料調査員左ノ通内閣ニ於テ任免セラレタリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

解任並任命年月日	解任調査員氏名	任命調査員氏名
昭和十八年八月二十七日	富山 秀義	横川 文衛
昭和十八年八月二十七日	岸本 義春	竹内 豊實

鳥取縣告示第四百八十三號

昭和十七年三月鳥取縣告示第百十七號(鮮魚介類最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

するめいか(しまめいか)ノ項ノ左ニ左ノ項ヲ加フ
 するめいか茹物 同二八〇 同〇、三 同三、〇三 同〇、三六

正 誤

八月二十六日付(號外)告示第四百六十二號中 一頁りんごノ卸賣業者販賣價格「一、二七」ハ「一、二七」二頁十行目「本表卸賣業者」ハ「本表ノ卸賣業者」、五頁うめノ小賣業者販賣價格「其ノ他〇、七〇」ハ「其ノ他〇、〇七」、同ジクいちじゆくノ「一、三〇」ハ「一、三」、八頁やつがしらノ小賣業者販賣價格「十二月及十二月 一、〇〇」ハ「十一月及十二月 〇、一〇」、九頁「やまいも(洗ヲ含ム)」ハ「一、二〇 〇、一五」ハ「やまいも(洗ヲ含ム)」、「ながいも(自然生ヲ含ム) 二、〇五 〇、二五」ハ「ながいも(自然生ヲ含ム) 一、二〇 〇、一五」ハ「ながいも(自然生ヲ含ム) 一、二〇 〇、一五」ヲ加へ、十頁きやべつノ「六月、七月及十月ヨリ十二月」ハ「六月、七月及十二月マデ」十三頁十七行目「百匁十錢」ハ「百匁當十錢」ヲ執レモ誤

00358

彙 報

九月の大詔奉戴日實施方策

九月の大詔奉戴日は「承諾必謹」の精神を一層徹底すると共に左記實施方策によりこれが實踐を期すること

一、大詔に關する講話

當日午前六時三十分より十五分間「大詔に關する講話」の放送を行ふこと

二、實踐事項

『混食や郷土食の工夫をしませう』

この日には特に混食、混炊や郷土食の上手な炊き方食べ方を工夫してこれを實行すること

三、實踐事項に關する放送

七日午後七時三十分より二十分間「大詔奉戴日の實施

事項に關する講話」を放送すること

(地 方 課)

九月の常會徹底事項

食糧戦に！貯蓄戦に！

一億結集總力敢闘！！

一、決戦下の食糧戦に勝ち抜かう

未曾有の廣い戦域を舞臺とする大決戦です。戦力の増強のために船は絶対の要件です。此の苛烈な決戦のとき、外米を運ぶために大事な船を使つてはなりません。食糧は國內で自給出来るやうにせねばならぬ時です。また今年の麥は相當の減收です。この緊迫した食糧事情をしつかりと認識して、一大決意の下に國を舉げて食糧戦に必ず勝ち抜き

00359

ませう。

(一) 食糧増産に邁進しよう

イ、出来るだけ早く「秋ウンカ」などの害虫を発見し共同で徹底的に駆除を行ひ、米の増産に努めること

ロ、麥の増産に出来るだけ作付面積の擴張を圖ること

ハ、舉國草刈運動の刈取目標を達成する月です。是が非でも目標を突破して飼料や肥料の増産に努めること

(二) 決戦食生活を實踐しよう

イ、この秋の主食として、麥、小麥粉、干うどんを初め

ジャガイモ、サツマイモ、豆類等の配給が一層強化

されますから、食べ方などを一段と工夫すること

ロ、米のみならず混食や郷土食の實行につとめること

二、二百七十億貯蓄攻略に邁進しよう

米英撃滅の氣魄をこめてこの目標に總突撃を敢行しませ

う。

イ、例年のこの月は貯蓄の成績が落ちがちです。此の際

一層戦争生活に徹し、消費を節約し、持つて居る物の活用や修繕を工夫し、貯蓄財源の生み出しにつとめること。

ロ、今月は郵便貯金の強調運動が行はれます。便利な定期貯金、積立貯金の増加に努めること。

(地方課)

本縣の甘藍生産目標

三十八万五千貫

— 播種は九月下旬から十月上旬 —

甘藍は他の葉菜類と違つて周年栽培に適し、而も葉菜類の品薄な時の必需蔬菜として欠くべからざるものである。

依つて縣では本年に於ける作付面積を七十二町歩、生産目標を三十八万五千貫と決定し、是非共之が生産確保を期

00360

するために別表の如く各郡市別の割當を行つた。切に各位の努力を望む次第である。

甘藍は稍々寒冷を好み、肥沃にして水保ちのよい砂質壤土又は壤土に適する。特に甘藍は高温乾燥の場合は収量が減少するから、適地の選定を誤らないことが必要である。

本縣に於て最も多く栽培せられてゐる品種は豊田早生、

中野早生、中生サダヤサタセツション等であつて、初夏用

甘藍としては大体九月下旬頃から十月上旬頃までに一反歩

當り約四勺の割で苗床に播種し、本葉二枚位の時三、四寸

平方に第一回の移植、更に本葉三、四枚の時五六寸平方に

第二回の移植を行つて十二月中旬頃二尺五寸巾の畦に一尺

五寸間隔で定植するのである。

定植する圃場には石灰を反當り二十貫乃至三十貫撒布し

て深耕し、更に基肥を施して整地し、曇天で風の無い日に

成るべく土を落さないやうにして淺植にするのである。尙ほ定植前に充分灌水して活着を促進することが必要である

甘藍は多くの肥料を要するものであるから、基肥として堆肥を四百貫、木灰二十五貫を整地の際畦の中央に埋め生育中肥切れのしないやうに、木灰人糞尿を四五回に分施する。

害虫では夜盗虫、カブラバチ、蚜虫、青虫等が主なものであるから砒酸鉛かデリス劑を用ひ、又病害たる白腐病に對しては八匁式銅石鹼液又は四斗式石灰ボルドー液を撒布して防除すればよい。

郡市別	作付割當面積	生産目標
鳥取市	一五反	九千貫
米子市	三五反	二一
岩美郡	九五	四八
八頭郡	四五	二三
氣高郡	一〇五	五三
東伯郡	一八〇	九〇
西伯郡	二〇五	一二三
日野郡	四〇	一八
計	七二〇	三八五

(農務課)

00361

腺病質の子供に就て

母親の努力で容易に癒る
体質を改造し健康報國へ

大東亞戦争完勝の爲に又大東亞國民族指導の爲に、我が日本民族の急速増加が要請され、これが爲政府は昭和三十五年一億確保を目標として各種の施設を實施してゐるが、この人口増加はたゞ數の増加のみでなく、必ず質の優良、即ち眞に日本民族としての強い立派な子供の育成といふことが、是非肝要である。そして強い立派な子供とは精神的並に身体的に完全なことであるが、この身体的方面として特に注意を要するのは兒童の腺病質である。腺病質の子供は我が國には相當に多く、神経質の子供と共に兒童養育上格別の留意努力を必要とするのである。

腺病質の特徴は淋巴腺が腫れること、粘膜炎が弱いこと皮膚の抵抗力が弱いこと等であつて、風邪にかゝりやすく、

カタル（鼻カタル、咽喉カタル、膀胱カタル等）にかゝりやすく、淋巴腺腫張の場合は頸や下顎のものは誰にもわかるが、肺門淋巴腺の腫れるのは専門家でなければわからず、それが進むと肺門淋巴腺結核となる。

大体腺病質の子供はそのまゝ悪くならぬものは成長と共に生活改善によつてよくなつて行くけれども、もし悪く進行すると結核となつて行き、そのうち榮養が悪いとか風邪や肺炎が久しく癒らぬとか、或は腎臓等身体の一部に故障が起きると他の者より先に悪性に進行するのであつて、國民保健上極めて憂慮すべき体質なのである。

しかしこの腺病質は辛抱よく努力さへすればやがてよくなるもので、殊に年少の時ほど効果がある、けれどもこれは單なる病氣の治療でなくて、体質をよくするのであるから、醫者にたよつてゐるより母親の眞剣な努力にまたねばならぬ、従つて子供がなか／＼太らないとか、食欲が少ない、食べ物に好き嫌ひがある、よく疲勞する、元氣が少ないといふやうな場合は早く醫師に診て貰つて、腺病質とわかつたら辛抱強く体質改造に努力せねばならぬ。

00362

腺病質の子供に對しては、まづその身体を丈夫にするやう努力が第一であるが、それには榮養の完全と適當な運動そして日光に當てること、皮膚を鍛練すること等が大切である。腺病質の子供には偏食の癖があるものがあるが、偏食は榮養を不完全にする大敵であつて、中には腺病質だから、榮養不良だからといつて肉や卵を必要以上に與へる親があるが、これもやはり肉や卵の偏食である。

子供の偏食癖はまづこれを生ぜぬやう豫防することが肝要であるが、豫防の第一期は離乳期、第二期は四五才頃で離乳期にはスプの形又は裏漉しとして種々の食物に慣れさせ、四五才になれば凡そ大人の食べる種類のものは食べるやう癖をつければ大体偏食は豫防出来る。

日光は誰にも必要であるが特に幼少年には格別大切である。都會に生活してゐる人には最も日光の善用が大事で、注意して日光に皮膚をさらし恩恵を多く受けるやうにせねばならない。それに日光は一種の榮養ともいふべく、これを皮膚から吸はせると共に食物の中からも攝することも有効であつて、干瓢や大根さつまいも等の切り干を食べるのは

太陽の紫外線をとることになる。又婦人の中には日にやけることを嫌ふ人があるが、日にやけたことを名譽とする位でなければ立派な母となることは出来ない。

次は子供の皮膚を丈夫にすることであるが、それには厚着させぬことが肝要である。又腺病質の子供は粘膜炎が弱くてカタルになり易いから、冬はマスクを使ふことも必要であらうが、それは温度の急激な變化を防ぐ爲に上手に使はねばならぬのであつて、そんな場合は徐々に調節してその抵抗力を強めるやうにする。よく風邪を引くからといって厚着させたり、何時もマスクをかけさせるのは益々それを弱めるだけで、寧ろ腺病質の製造法といふべきである。

皮膚を丈夫にする爲に乾布摩擦冷水摩擦をすることは甚だ有効であるが、それを習慣づけるには寒い時より暖かい時に始めるのが危険が少く、又薄着の癖をつけるにも暖かい時が便利である。

腺病質の子供は精神的には意志が弱くて、我が儘である。そして學業もよくないことがあるが、さういふ場合は無理をしないで、身体を丈夫にしそして抵抗力を増して行くや

うにすれば追々よくなつて行く。
腺病質は前にも述べたやうに國民の素質を低下する危険な体質であるが、母親が眞剣であれば治療は容易なものであるから母たるものはしつかり心を固めてその改善に努め國家の爲に大切な子供を健全に育て、お國に御奉公させるやう努めねばならないのである。

(衛生課)

第二回 乳幼児体力検査

該當者は必ず受檢せよ

九月一日より十月末日まで

國民の増強を圖るは時局下絶對的急務であつて特に將來大東亞共榮圈の十億民衆を指導すべき次代の國民を立派に育て上げることが現代の我々に課せられた重大任務である。依つて政府では全國の青少年に對して体力検査を實施すると共に乳幼児に付ても体力検査を施行して其の保護指導を行ふことになつてゐる。本縣に於ても此の春四月に乳幼児

の第一回体力検査を實施したのであるが、更に本年四月より八月三十一日までの間に出生したる現住乳幼児並に第一回体力検査の際の要注意者及び疾病異常と認定せられた乳幼児の第二回体力検査を九月一日より十月三十一日までの間に施行することとなつた。

尙本年の検査施行に付ては五月十八日付縣告示第二百六十六號を以て公布してあるにも拘らず中には之を施行に當つて受檢乳幼児の範圍其の施行期間及び施行場所等に付て縣へ問ひ合せる町村が相當數に達してゐるが、乳幼児の範圍は前述の如くであり日時場所は市町村長が縣の指定期間内に之を決定實施することになつてゐるのであるから市町村長は早速日時場所を決定して之を實施すると共に、右に該當する各家庭に於ては國家の寶たる乳幼児の健全育成に萬全を期せられるやう切望する次第である。

“みんな國の子 保護して伸ばせ”
“護れ 國寶 興亞の世嗣”

(衛生課)

昭和十八年九月三日印刷
昭和十八年九月三日發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市吉方町
鳥取縣鳥取市田原町
鳥取縣鳥取市西島(19)
印刷所